

実績報告にあたっての留意事項

1. **補助事業に係わる発注については、必ず交付決定日以降に実施してください。交付決定前に発注した場合、補助金の対象外となります。ご注意ください。**
(業務方法書第12条第1項、業務方法書細則第10条第1項)
2. 交付決定された内容を変更（業務方法書第15条第1項に該当）する場合は、事前に振興センターに相談して下さい。計画変更等承認申請書（様式第6）を振興センターに提出することが必要な場合もあります。ご注意ください。（業務方法書第15条第1項、業務方法書細則第12条）
3. **実績報告書（様式第12）及びその添付資料は、補助事業に係る工事等が完了し、その支払を済ませてから30日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い日までに振興センターに到着しなければ、補助金は交付されません。また、当該補助事業に係る工事等の完了及びその支払の完了は平成31年2月15日までが期限です。従いまして、平成31年2月15日までに工事等及び支払が完了しなかった場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。**
(業務方法書第12条第2項、業務方法書第18条第1項、業務方法書細則第10条第2項)
4. 今後、振興センターのホームページにおいて必要事項を順次ご案内させて頂きますので、適時内容の確認を行って下さい。

注) 業務方法書及び業務方法書細則については、振興センターの「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」のホームページからダウンロードしてください。

以上